

平成21年度第3回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年2月19日)

開催日及び場所		平成21年12月10日(木) 仙台合同庁舎6階第1会議室		
委員		箱木 禮子(大学教授) 藤居 宏一(大学名誉教授) 矢吹 昭夫(司法書士) 東海林 行夫(弁護士)		
審議対象期間		平成21年7月1日～平成21年9月30日		
審議対象案件		353件 うち、1者応札案件 44件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 13件		
抽出案件		13件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率3.7%) (抽出率6.8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率7.7%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	4件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型フロホーサル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型フロホーサル	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型フロホーサル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項) なし			
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
			別紙のとおり。	別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。
-------------------------------------	-----

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(入札手続きの運用状況について) 一者応札の件数が多いという印象だが、毎回この程度か。</p> <p>(直轄地すべり対策災害関連緊急事業 七五三掛地区地すべり対策工(その2) 工事) この入札執行調書では、低入札価格調査を実施した者と特別重点調査を実施した者がいるようだが、この二つの調査の違いは何か。入札結果に沿って教えていただきたい。</p>	<p>一者応札となった案件については、競争性を確保するような取り組みをしており、増えてきているとは思っていない。国側がいくら競争性を求めても、結果として複数者の応札がなければ、一者応札は防げないという面もある。急激に減少しているとは言えないが、増加していることはないと思っている。</p> <p>工事の品質を確保するために二段階で調査を行っている。低入札価格調査については、調査基準価格を下回った者に対して確実に施工が可能かどうか審査を実施している。特別重点調査については、例えば直接工事費は調査基準価格の75%、共通仮設費であれば70%を下回る場合など、各費目毎に基準が定められており、一つの費目でもこの基準に満たない者に対して、低入札価格調査より厳格な審査を実施している。具体的には1番札、2番札、5番札の者が特別重点調査の対象となり、その結果落札者とはならなかった。3番札、4番札の者が残り、3番札の者について低入札価格調査を実施した結果、適正な施工が確保できると判断できたので、落札者として決定したものである。</p>

(迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業
荒砥沢ダム災害復旧(その2)工事)

この工事で施工体制評価点が「0」の者がいるが、この理由は何か。

(小田川二期農業水利事業 藤枝ため池
護岸(その2)工事)

技術提案書を提出した者の中に、工期設定が不適切な者がいたとのことだが、この者は応札者の中に入っていないと考えてよいか。

(米沢平野二期農業水利事業 蛭沢導水路
改修(その1)工事)

総合評価方式の「 施工計画」点のところで、「0」が付いている者がいる、落札者だけ「4点」が付いており、その点数が大きく効いて落札者に決定したものである。総合評価方式に慣れてきてしまっ、差のつけやすいポイントがあるので、落札する意志のない者は、意識的に点数が「0」と評価される内容を提出するとか、何らかの意図があるのではないかと思われるのだが。

(隈戸川農業水利事業 幹線用水路矢吹
南工区(その8)工事)

一者応札となっており、この落札者は、全く施工計画の評点をもらっていないのだが、このような場合の対応はどのなるのか。

施工体制評価点については入札後、調査基準価格を下回った者に対して行う。施工体制の確認が目的であり、本当にこの価額で施工が可能なのかという調査を行う。具体的にはヒアリングを行い、履行出来ないという者は、「0点」となる。

応札者には入っていない。

総合評価の方法については、公告し、あらかじめ示している。その中で現場内の安全管理等の一般的な技術的課題を与え、提案を求めているが、こちらが求めた課題に対して的を得ていない提案が提出される場合もあることから、本件のような場合も出てくるとと思われる。

この者の「0」点の考え方については、「0」点は不適切ということではなく、普通という評価を当方では「0」としている。「0」という点は評価されていないと誤解している者もいるが、評価は普通の提案を「0」としており、それよりもいい点数を加点

(国営造成水利施設保全対策指導事業
迫川上流地区川台幹線用水路機能診断業
務)

この業務は落札率が 100 % であるが、何
らかの理由があるのか。

コンサルタント会社が請け負う設計業務
の落札率は、一般的に高いという印象が
ある。90 % 台で決定してるってことが多
く、ある程度の規模、何らかのグルーピ
ングが出来そうなくらい目立つという印
象である。今回不思議に思ったのは、落
札率が高いところと非常に低いところが
混在し、バラツキが出ている。

(平成 2 1 年度東北農政局管内岩木川左
岸地区ほか地域農業基盤生態系調査とり
まとめ業務)

この業務は結果として一者応札になっ
ている。この業務は生態系調査という業
務内容から特殊性があり、技術者とか会
社の能力的に応札しづらい業務なのか。つ
まり同種の業務を発注した時に、同じよ
うな参加要件では応札状況は何も変わ
らないのではないかという心配がある。工
事の場合は技術者の専任要件もあり、や
むを得ない場合もあると思うが、業務の
発注件数が多いのに応札者が少ないとい
うのは、東北管内に技術力のある者がそ
れ程少ないのかと思ってしまうのだが。

するという加点方式となっている。

7 者参加し、競争は成立していることか
ら競争させた結果としてこうなったと考
える。

こちらでも設計業務は落札率が高く、測
量業務では、落札率が低いという傾向が
見られるという感じは受けている。業務
も今年度から予定価格が 10,000 千円以上
については低入札価格調査の対象にして
おり、また品質の確保という面から、低
入の場合については管理技術者を現場に
常駐させるなど、試行を行っているところ
であり、この状況を注視していきたい
と思っている。

資格要件は厳しく付けてはいない。こち
らでも事前に調査研究の分野で、実施可
能な者がどの程度存在するかを事前に調
査しており、登録上は全国で 1 0 0 者、
東北管内では 4 0 者ほど確認している。
特に厳しい条件は設定せずに幅広く応札
を募ったものである。一者応札となった
場合には、資格要件の間口を狭めていな
いかとか、条件を厳しくしていないか
という問題にもなってくるが、こちらと
しては有資格者として登録し、求める技
術者を有していれば誰でも参加が可能と
なる要件しか付けていない。

この業務は、これまでも何年間か行われてきたと思われるが、その中でこの社団法人は、今回初めて受注したのか。

この者に集中しているということはないか。

この者は、この「生態系調査とりまとめ業務」、これを過去に何回ぐらい受注しているのか

そうすると、毎年この者が受注しているのか。

東北地方ではということか。

しかし、東北管内ではこのような業務を請け負える者が、40者程度は存在すると。そうするとなぜそうなるのかということである。ちなみに、この社団法人に役職員として農水省の出身者は就職しているか。

なぜこの者が必ずこの業務を受注することになるのか、それを打破して競争性を与えるためにはどうすればいいのか、という点を組織的に検討してみる必要があるのではないか。

昨年度もこの者であった。

他局では、民間会社が受注しているところもある。

数年前ぐらいから行ってきていると思われる。

東北の場合は、同様の者であった。

そうである。

その点は、把握していない。

当初は、調査実績のある者という実績要件を付けていたが、その要件も外しており、実績がない者でも参加出来るよう資格要件についてはかなり緩和し、参入の促進を図っている。一者応札については、各出先機関の方でも、入札後にその要因について分析するシステムになっており、まずその分析結果をこちらで聴いてみたい。その結果を踏まえて検討するということよろしいか。

とりあえず何らかの形で調査していただきたい。一般的にそのような対応を行い、競争性を与えるような取り組みも必要と思われるが、この社団法人のように、特に目立つものについては、重点的に調査を行うといいのではないか。